

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南部町は、県庁所在地の甲府市より南に約 60 k m で山梨県の最南端に位置しており、本町の人口は現在約 6,700 人、平成 30 年から令和 4 年の 5 年間で 727 人減少しており、また令和 4 年度の高齢化率は 43.8% となっている。南部町は古くから甲州南部地方の政治、経済、文化の中心であり、富士川舟運の港町として、また、甲駿往還の宿場町として、山梨静岡の各地との交流が行われる中で繁栄を極めてきた。その後、養蚕の好況期には製糸工場ができ糸繭商の関係者の活動が活発になり、多くの商社商店が軒を並べ宿場から商店街へと変わっていった。本町産業の中核をなしてきたのは町内事業者の大多数を占める中小企業等であり、中小企業等が地域経済や地域生活を支える基盤として大きな役割を担ってきた。

しかしながら、昨今の本町の経済的・社会的環境は、経済のグローバル化、少子高齢化、人口減少や社会構造の変化に直面しており、中小企業等を取り巻く環境は厳しい状況である。当町における平成 30 年から令和 4 年の業種別商工業者数の推移を見れば、平成 30 年に 465 件を数えた商工業者数は、令和 4 年には 449 件（小規模事業者 439 件）にまで減少。建設業は 114 件から 110 件に、製造業は 50 件から 46 件に、卸小売業は 112 件から 105 件に、それぞれ減少している。飲食を含むサービス業はこの期間では 126 件となっており横ばいで推移している。又、産業別就業者の推移は、令和 2 年時の国勢調査において第 2 次産業就業者は平成 22 年時に比べ約 18% 減の 1,292 人、同様に第 3 次産業就業者は約 10% 減の 2,089 人となっている。

このような中、次代に引き継ぐべき経済の持続的な発展、町民生活の向上のためには、中小企業等の自主的な努力はもちろん、中小企業等が地域に果たす役割について、地域社会を構成する町民や行政等の様々な主体が共通認識を持ち、協働して中小企業等の振興に向けた取組を展開していきたい。

#### (2) 目標

南部町は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内の生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、以下の通り定める。

先端設備等導入計画の認定数 1 件

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業からの多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### （1）対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、南部町の全域を対象とする。

### （2）対象業種・事業

地域経済を牽引する事業の促進を図る観点から、本計画において対象とする業種は全業種・全事業とする。

## 4 計画期間

### （1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### （2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間、または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定に配慮した計画とし、人員削減を目的とした取組を先進設備等計画の認定の対象としない。

健全な地域経済発展に配慮した計画とし、公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

町税を滞納している者は認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。